



# 佐賀県公報

平成18年  
3月23日  
(木曜日)  
号外第2号

## 目 次

### 条 例

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(二七・議会一)

### 公布された条例のあらまし

○佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

1 地方自治法の規定に基づく市町村の合併等に伴い、佐賀県議会議員の各選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。(第二条関係)

2 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

### ○ 条 例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

### ● 佐賀県条例第三十七号

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和五十七年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀市選挙区八人唐津市選挙区四人」を「佐賀市選挙区十人鹿島市・藤津郡選挙区七人」に、
鹿島市選挙区一人
小城市選挙区二人
佐賀郡選挙区三人
神埼郡選挙区二人
三養基郡選挙区三人を佐賀郡選挙区二人
東松浦郡選挙区三人
西松浦郡選挙区一人
杵島郡選挙区三人
藤津郡選挙区二人
神埼市・神埼郡選挙区二人
三養基郡選挙区三人
西松浦郡選挙区一人
杵島郡選挙区二人
西松浦郡選挙区一人
杵島郡選挙区二人

### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

に改める。

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月二十三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所  
株 毎週月水金曜日  
古川総合印刷